

京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町
659番地烏丸中央ビル
フューチャーベンチャーキャピタル株式会社
代表取締役 金 武 偉 殿

令和5年3月27日

名古屋市中村区名駅五丁目38番5号
株式会社DSG1
代表取締役 澤 田 大 輔

メールアドレス：


回答書に対するご質問書

前略 貴社からの3月22日付回答書（以下「回答書」といいます。）に対し、下記の点についてご質問申し上げます。

株式会社東京証券取引所が定める2021年6月11日付「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」（以下「CGコード」といいます。）の3頁の基本原則【株主との対話】「5. 上場会社はその持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主總會の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確

に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。」にあるとおり、貴社の筆頭株主である当社からの質問に対して、事実に基づいて、論点をすり替えることなく、真摯にご回答をいただきたいと存じます。

ご回答は、書面又は電子メールにて令和5年3月29日(水)までに当社必着にてお願い申し上げます。

記

(質問5)

当社は貴社からの回答書を貴社の公式な回答と理解しておりますが、回答書の作成にあたり、社外取締役の金子氏、監査等委員の片岡氏、高野氏及び松本氏の関与があったのか否かを端的にご回答ください。関与があった人物、なかった人物の名前を具体的に明記ください。

(質問5-1)

もし関与がない場合は、なぜ貴社の公式な回答にも関わらず関与がないのか、(1)その理由、(2)その対応がCGコードに反しているか否かの端的な回答、(3)株主からの

質問に対する対話に関する貴社のコーポレート・ガバナンス体制についてご教示ください。

(質問 5 - 2)

もし関与がない場合は、回答書に関与がなかった貴社の社外取締役及び監査等委員に、当社からの3月17日付質問書及び回答書に対する意見を聴取のうえ、各人の回答が分かるように、令和5年3月29日(水)までにご回答ください。

(質問 6) 3月17日付質問書(質問 1)に関連した質問です。

貴殿株主提案や貴殿手紙の目標値と中期ビジョンやストックオプション適時開示の目標値は、下方修正されたか否か端的にご回答ください。

(質問 6 - 1)

回答書によれば「私の想いや熱意、そして自信に拘わらず、立場上も法令上も、上場会社インサイダーによる株価目標数字には合理的(見方によっては保守的)根拠が求められます。」とありますが、貴社は、貴殿株主提案や貴殿手紙に記載された目標値には(1)「

立場上」合理的な根拠は必要である、または、必要でない、どちらのご認識か端的にご回答ください。(2)もし合理的な根拠が必要であるにご回答いただいた場合は、なぜその合理的な根拠をわずか3ヶ月で下方修正したのかご回答ください。(3)もし合理的な根拠が必要でないにご回答いただいた場合は、なぜ貴殿株主提案や貴殿手紙にそのような無根拠な目標を記載したのか理由をご回答ください。

(質問6-2)

回答書によれば「私はこれを目標株価の下方修正とは見做していません。」とありますが、上記質問6で「下方修正された」とご回答いただいた場合、明確に矛盾することになります。貴社はCGコードのとおり「株主に分かりやすい形で明確に説明し」ているとご認識か否か端的にご回答ください。

(質問7)

回答書によれば「企業買収の実行に半年以上の期間を要するのは、M&Aの世界では正常」、「案件を見極め続ける所存です。」とありますが、一方で「なお、私の株主提案が企業買収に関して争点にしたのは、ターゲット

セクターをどこにするかではなく、買収に対
する実行力です」と貴殿株主提案についても
引用されています。貴社は、何をもって、現
経営陣が買収に対する実行力があるとするの
か理由についてご回答ください。

(質問8)

回答書によれば「既存ファンドにおいては環
境関連ベンチャーに約30社投資実行」、「
昨年6月の定時株主総会までに、サーキュラ
ーエコノミー領域という具体テーマを掲げら
れなかったのは事実です。FVCの社内実態
や強みに関し、そこまでの粒度での見極めは
、有価証券報告書などの公開資料では到底無
理であったと今でも思います。」とあります
。貴社は中期ビジョンを策定にあたり、過去
のファンドの取引情報を参考にしたか否か、
端的にご回答ください。

(質問9) 3月17日付質問書(質問3)に
関連した質問です。

回答書によれば「何をどうすれば明白な違反
という性格の義務(例:赤信号無視)ではな
く、常日頃委託者と受託者の利害が相反し得
るなか、受託者が正当な手続きを踏めば原則
的に受託者責任を果たせる」「仮におきたと

してもそのこと自体は悪いことではありません。」とありますが、貴社の社外取締役の金子氏、監査等委員の片岡氏、高野氏及び松本氏のご認識について同様であるか否か、端的にご回答ください。貴社の社外取締役及び監査等委員それぞれの意見を明記ください。

(質問 9 - 1)

もし社外取締役及び監査等委員が同様のご認識である場合は、当該役員は(1)法令遵守についてどのようにお考えなのか、(2)貴社のコーポレート・ガバナンス体制についてどのようにお考えなのかご回答ください。

(質問 9 - 2)

もし社外取締役及び監査等委員が同様のご認識でない場合は、当該役員が、なぜ中期ビジョンやストックオプション適時開示にご賛同されてきたのかご回答ください。

(質問 9 - 3)

回答書によれば「当社が運営するファンドはスタートアップを主とする未上場企業に対する少数持分投資または無議決権種類株式投資であり、当社が自己資本投資で掲げるサキキュラーエコノミー領域黒字成熟企業の事業承

継型経営権取得（過半数～100%の議決権取得）とは、利益相反はまず生まれません。」とありますが、（1）当社は「少数持分投資または無議決権種類株式投資」であっても利益相反は生じると考えますが、貴社のご見解を端的にご回答ください。（2）一方で、貴社の令和4年6月29日付有価証券報告書によれば「かんしん事業承継&未来創造投資事業有限責任組合」、「おおさか事業承継・創業支援投資事業有限責任組合」、「ほうわ創業・事業承継支援投資事業有限責任組合」及び「京葉銀事業承継投資有限責任組合」などが貴社の連結子会社であるとありますが、当社はこの点についても利益相反は生じると考えますが、貴社のご見解を端的にご回答ください。

（質問10）3月17日付質問書（質問4）に関連した質問です。
回答書によれば、本年の定時株主総会の開催日程を早めた理由として「開示内容の充実は無論、開示や機関決定のスピードも加速させたい」とありますが、一方でCGコード【原則1-2.株主総会における権利行使】の補充原則1-2②「上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができる

よう」招集通知を早期発送するべきこと、補充原則1-2③「上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。」ことを定めております。当社は、貴社の回答書の上記記載は、情報開示の早期化の要請と株主の検討期間の確保できる適切な株主総会日程の設定の要請を混同しCGコードを誤認しているものと考えますが、この指摘を受けたうえでも本年の定時株主総会の開催日を例年よりも早め、公表されているとおり令和5年6月13日（火）とするか否か端的にご回答ください。

(質問10-1)

定時株主総会の開催日を令和5年6月13日（火）とした貴社の意思決定の過程について、(1)いつ、(2)どこで、(3)貴社の社外取締役及び監査等委員がそれぞれどのような発言をしたのかに言及したうえで、詳細をご説明ください。

(質問10-2)

もし定時株主総会の開催日を令和5年6月13日（火）から例年の6月下旬としない場合

は、(1) その理由、(2) その対応がCG
コードに反しているか否かの端的な回答、(3)
貴社の株主に対する姿勢についてご教示
ください。

上記の質問について、令和5年3月29日
(水) 必着にて、書面又は電子メールにて当
社宛てにご回答を頂きますようお願い申し上
げます。

なお、上記ご回答においては、貴社の業務
に関する金融商品取引法第166条記載の「
重要事実」に含まれる事実に言及されること
がないよう、くれぐれもご注意下さい。

草々